

第9章 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

第1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に関する業務

1 概説

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。その上で、令和5年3月1日、当委員会は、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適切な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめた。

具体的には、①独占禁止法の執行強化、②下請法の執行強化等、③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を実施した（詳細は後記 2 から 4 までを参照）。

○【特設ウェブサイト】「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13342334/www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



○令和3年12月27日公表「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>



○令和4年3月30日公表「「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12213389/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html



○令和5年3月1日公表「「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html



2 独占禁止法の執行強化

(1) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和4年、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇を取引価格に反映しない取引が疑われる事案が発生していると見込まれる22業種について、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（以下「令和4年緊急調査」という。）を行い、同年12月27日に調査結果を取りまとめ、公表した。

令和5年においては、令和4年緊急調査の結果等を踏まえ、11万名を超える事業者に対して「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年特別調査」という。）を行い、同年12月27日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和5年5月に受注者・発注者の双方の立場での回答を求める第1回書面調査（11万名）を、同年8月に当該書面調査の結果を踏まえた第2回書面調査（受注者から名前の挙がった発注者3,064名）を実施した。また、令和4年緊急調査において注意喚起文書の送付対象となった4,030名に対して、フォローアップ書面調査を実施した。これらの書面調査を踏まえて立入調査を349件実施し、独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）に該当する行為が認められた事業者8,175名に注意喚起文書を送付した。さらに、令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名に対して、フォローアップ調査を実施した。当該フォローアップ調査の結果、当該13名は、価格転嫁に関する取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めているものと認められるが、その取組の現場への浸透が不十分な事業者も認められるところ、そのような事業者にあっては、事業者全体としての価格転嫁円滑化に関する方針の徹底（ガバナンスの改善）が求められることから、当該13名に対し、各事業者における価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）の内容等を個別に説明した。

令和5年特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（以下「公表方針」という。）に基づき、事業者名公表に係る個別調査の対象となり得ると認められる発注者に対し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査を実施し、当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした。

公表方針に基づき、令和5年特別調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者に対して、令和5年11月以降、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。

個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者10名については、令和6年3月15日、独占禁止法第43条の規定に基づき、そ

の事業者名を公表した。

○令和5年12月27日公表「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」



https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

○令和5年11月8日公表「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」



https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/partnership_package/231108hoshin.pdf

○令和6年3月15日公表「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表について」



<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240315kaka-kutenka.html>

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。当委員会は、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした書面調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主101名に対する立入調査を実施し、令和4年9月に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果を取りまとめ、令和5年6月1日に公表した。当委員会は、同調査において、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主777名に対し、注意喚起文書を送付した。

また、令和5年においても荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、同年9月29日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和6年1月12日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。

○令和5年6月1日公表「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」



https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601_r4buttokuchousakekka.pdf

3 下請法の執行強化等

(1) 重点業種における立入調査の実施

公正取引委員会は、令和5年5月30日、令和4年度における下請法の処理状況等を踏まえ、令和5年度における下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した。

また、公正取引委員会は、令和5年5月30日から令和6年3月末日までの間、これらの業種の事業者に対し、138件の重点的な立入調査を実施した。

○令和5年5月30日公表「令和5年度における重点立入業種の選定について」



<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530r5juten.html>

(2) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めている。

公正取引委員会は、令和5年度において、14件、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

(3) 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

法違反等が多く認められる27業種における取引適正化に向けた取組強化の把握のため、令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該業種の関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請し、令和6年1月18日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた。

○令和6年1月18日公表「法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について」



https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html

4 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

(1) 法律上問題となり得る取引価格の据置きに関する考え方の周知

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、当委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」に新たにQ&Aを追加し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあり、後記の①及び②の二つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- （注）下請法運用基準は、前記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

前記の下請法運用基準の改正等において、

- ・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じて価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
- ・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがある行為として挙げている。

公正取引委員会は、発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者への周知徹底を図るため、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体・事業者等への周知について働きかけを行った。

(2) 相談対応及び情報収集の実施

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和5年度においては、下請法に関する相談1万6204件、優越的地位の濫用に関する相談4,813件の合計2万1017件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けているところ、令和5年度は、当委員会に対して891件の情報が寄せられた。

○違反行為情報提供フォーム（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/sou-dan/jyohoteikyo/kaitataki.html>



(3) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

ア 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

○下請取引適正化推進講習動画について

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13481826/www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r3_suishinkousyuukai_douga.html



イ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和5年度においては、関係事業者団体約1,700団体に対し、令和5年12月8日に要請を行った。

○令和5年12月8日公表「下請取引の適正化について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231208/nenmatuyousei.html>



ウ 下請代金の支払の適正化に向けた取組

公正取引委員会は、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」という。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、公正取引委員会は、業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更し、ほぼ妥当と認められるサイトの基準について60日にすることとし、令和6年2月28日から同年3月28日まで、関係各方面から意見を募集した。

エ コンプライアンス確立への積極的支援・下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習、④事業者団体が開催する研修会等への出講を実施しているところ、令和5年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ、令和5年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇に伴う下請代金の見直し等について意見聴取を行った。

第2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する業務

1 概説

公正取引委員会は、令和5年5月から労務費の転嫁に重点を置いた令和5年特別調査を行い、これを踏まえて、同年11月29日、内閣官房とともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定、公表した。

本指針では、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針

として取りまとめた。また、留意すべき点として、本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処していく旨明記した。

2 周知徹底

公正取引委員会は、内閣官房及び中小企業庁とともに、令和5年12月から令和6年1月までにかけて、全国8ブロックで本指針の内容・活用方法に関する事業者向けの説明会を実施するなどの取組を行った。

また、公正取引委員会は、令和5年12月27日、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けるため、受注者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、令和6年3月末までに69件の情報が寄せられた。

○令和5年11月29日公表「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_romuhitenka.html



○「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13330995/www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



○労務費の転嫁に関する情報提供フォーム

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

